

## 「第 82 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、平成 30 年 10 月 11 日（木曜日）に、「第 82 回 コーデックス連絡協議会」を中央合同庁舎 4 号館において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、平成 30 年 7 月に開催された第 41 回総会（CAC）の報告を行い、平成 30 年 10 月に開催される第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）、平成 30 年 11 月に開催される第 50 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 41 回総会（CAC）

・議題 2「第 74・75 回執行委員会の報告」について、総会と執行委員会の関係について質問がありました。これについて、執行委員会は、コーデックス委員会全体のマネジメント機関であり、長期計画や作業管理に関することを議論し、総会に勧告する役割を担っていること、また、執行委員会は FAO、WHO、コーデックス委員会の議長、副議長、地域調整国並びに地域代表及びそのアドバイザーのみ出席可能であり、その他のメンバー国やオブザーバー機関は傍聴できない旨回答しました。

・同じく議題 2 について、ジルパテロールの議論は執行委員会で議論することになったものの答えが出ないと思われるため、投票に持ち込んで早く決すべきとのご意見をいただきました。これについて、今後この問題については執行委員会においてタイムマネジメントを含めどのようにするか議論していくこととしており、日本としても貢献していく旨回答しました。

・議題 4「ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）」の「魚類中のメチル水銀の最大基準値原案」について、様々な国が留保しているが、留保のニュアンスに違いがあるのか質問がありました。これについて、留保した場合に基準を守らなくてよいという国際ルールはないが、各国とも決定に懸念を示す意味で留保を表明している旨回答しました。

・議題 7「新規作業の提案」について、「包装の前面の表示に関するガイドライン」の作成は、今後国内の栄養成分表示にどのような影響が予想されるのか、また分かりやすい図柄とはどのようなイメージなのか質問がありました。これについて、分かりやすい図柄とは、食品の包括的な栄養価、食品の栄養的な特徴、食事に関連する非感染性疾患のリスクを低減することに関係するような栄養成分の情報を、記号、図形、テキスト、シンボルマーク等で、表示の前面に消費者が食品を選ぶ際にわかりやすく表示するものをイメージしている旨回答しました。さらに、国際的な動向を踏まえ、国の栄養施策との整合性も考慮しながら今後の方向については慎重に検討し、国内としては義務表示項目を適切に表示いただくことを進めていく旨回答しました。

・議題 10「総会、執行委員会及び部会の報告から提起された事項」について、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」のタイトルが<食品表示部会>ではなく<その他の事項>となっている理由について質問がありました。これについて、第 39 回総会において食品表示部会ではもうこの作業は行わないこと、またこの作業を今後どのように進めるかの判断は第 41 回総会に委ねることとしたため、<その他の事項>として整理・記載している旨回答しました。

・議題 21「その他の作業」の「食品中の内分泌かく乱物質」について、EU は内分泌かく乱物質についてはかなり研究が進んでいるはずだが、総会における EU の立場はどうだったのか質問がありました。これについて、EU は発言しなかった旨回答しました。

・同じく議題 21 について、日本はイギリス等と内分泌かく乱物質についての国際共同研究を進めていたはずだが、その進捗について質問がありました。これについて、次回の連絡協議会で回答することとしました。

## (2) 第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

・仮議題 4「システム同等性の使用に関するガイドライン原案」について、日本は輸出の観点からシステム同等性を積極的に使っていくのか質問がありました。これについて、輸出の観点からシステムの同等性は必要だとは思いますが、現時点で具体的には検討していない旨回答しました。

・同じく仮議題 4 について、システム同等性の評価については輸入国の負担が大きいという説明があったが、どの手順で輸入国の負担が大きいのか質問がありました。これについて、システムの同等性の評価に当たっては輸出国がデータ提出を求められる一方で、輸入国がその他の評価プロセスの大部分を担うことになるためそのように考えている旨回答しました。

・同じく仮議題 4 について、食品安全制度（システム）に食品安全の規格基準も含まれるのか質問がありました。これについて、含まれる旨回答しました。

・仮議題 6「食品安全及び食品貿易の公正な取引の分野での第三者認証スキームへの規制アプローチに関するガイドライン原案」について、第三者認証を実際に使っている国の例について質問がありました。これについて、オランダとイギリスが活用していると承知している旨回答しました。

・仮議題 7「食品の清廉性／信憑性に関する討議文書」について、food fraud（食品偽装）と economically motivated adulteration (EMA)（経済的な動機による不純物の混入）の関係について質問がありました。これについて、本作業提案はよくわからない点が多いため、部会で明確化を求めたい旨回答しました。

・同じく仮議題 7 について、原材料を重量順に記載しないものや、物のスペックに該当しない原産地表示等の偽装は食品偽装に該当するのか質問がありました。これについて、討議文書では、食品偽装の範囲に虚偽表示も含まれるが、部会で明確化を求めたい旨回答しました。

### (3) 第 50 回食品衛生部会（CCFH）

・仮議題 4「国際獣疫事務局（OIE）からの情報」について、適宜聴取したいという対処方針は具体的にはどのような作業を意味するのか質問がありました。これについて、部会では情報収集に努めるという意味である一方、日本は OIE の会議にも参加しているため、必要に応じて OIE の枠組みの中で意見を提出している旨回答しました。

・同じく仮議題 4 について、OIE ではアニマルウェルフェアの問題が大きな議論になっているが、コーデックスではどのような取り扱いになっているのか質問がありました。これについて、アニマルウェルフェアはコーデックスで取り扱う対象外である旨回答しました。

・仮議題 5「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案」について、コーデックスでは、ISO 規格との調整はしないのか質問がありました。これについて、ISO は部会にオブザーバーとして参加しており、今回の改訂作業では ISO 規格も踏まえて検討している。ISO 規格で採用されている「OPRP (operational prerequisite program (オペレーション前提条件プログラム))」については、すべての事業者理解しやすい文章にするという観点もあり、独立した記載は含まれていないが、ISO の OPRP も考慮して検討されている旨回答しました。

・同じく仮議題 5 について、OPRP に「いわゆる」がついている理由について質問がありました。これについて、「enhanced-GHP」を説明する際、わかりやすいように ISO 等でも認知されており、ほぼ同義である OPRP を用いて「いわゆる OPRP」と記載している旨回答しました。

・同じく仮議題 5 について、本作業の当初の目的である小規模事業者が理解しやすいという観点を踏まえた対応をお願いしたい旨ご意見をいただきました。

・仮議題 6 「魚類及び水産製品に関する実施規範(CXC 52-2003)の改訂：ヒスタミン管理ガイダンス文書の位置;他のセクションへの修正；ヒスタミン食品安全に関するサンプリング，検査及び分析セクションの改訂」について、サンプリングプランについて、M（条件付き合格判定基準値）の考え方が入っているのか質問がありました。これについて、提案されているサンプリングプランは、条件付き合格を認めない二階級法のサンプリングプランであるため、M は設定されない旨回答しました。

・仮議題 7 「食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範原案」について、コーデックスで本作業を進めることにより今後国内のアレルゲンコンタミに関する表示にどのような影響が予想されるのか質問がありました。これについて、現在の表示制度において、使用を意図しないアレルゲンの混入については、まずは混入の防止対策を図り、それでも混入がある場合は注意喚起の表示を推奨しており、すぐに現状の制度に影響があるものとは考えていない旨回答しました。

・同じく仮議題 7 について、今後の議論の際には、日本として国際的に貢献できることがあると考えられるので、積極的に情報、データの提供に努めてもらいたいとのご意見をいただきました。

・仮議題 8 「(微)生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案」について、作業の目的がよくわからないとの質問がありました。これについて、まだ不明な点も多いため、部会で明確化を求め、作業の無駄を避け有用な文書になるよう対処したい旨回答しました。

#### (4)その他

・コーデックスでは食品中のマイクロプラスチックに関する議論は始まっていないのか質問がありました。これについて、まだ議論はしていないが、注視していきたい旨回答しました。

・アメリカ FDA が食品香料 7 品目を禁止したと聞いたが、7 品目の中に日本で食品香料として使用されているものがあるのか質問がありました。これについて、次の連絡協議会で回答することとしました。

・前回の連絡協議会で、第 24 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）の議題 5 「ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告（RMR）案」について、魚の細菌感染の予防としてゲンチアナバイオレットの代替となる薬剤は何か質問がありました。これについて、ゲンチアナバイオレットは日本では承認されていない。日本で承認されている抗菌剤としては、エリスロマイシン、フロルフェニコール等があり、「水産用医薬品の使用について（第 31 報）」に有効成分別医薬品一覧が記載されている旨委員に紹介・回答しました。